

令和8年3月31日

## 預託法違反の預託等取引業者に対する措置命令について

- 消費者庁は、クレジットカード決済端末機及びLEDビジョン（以下まとめて「本件物品」といいます。）の販売等を行う事業者である株式会社リア・エイド（本店所在地：大阪市）（以下「リアエイド」といいます。）に対し、令和8年3月30日、預託法第19条第1項（第2号及び第3号）の規定に基づき、直ちに違反行為を取りやめることを命じました。
- また、消費者庁は、リアエイドに対して、消費者との間で締結した本件物品に関する売買契約（以下「本件売買契約」といいます。）及び預託等取引契約たる業務委託契約の効力が預託法第14条第3項の規定に基づき生じないことを踏まえた対応を行うことを命じました。
- 加えて、消費者庁は、リアエイドに対して、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをリアエイドの役員及び従業員並びに勧誘者に、直ちに周知徹底することを命じました。
- さらに、消費者庁は、リアエイドに対して、今後、預託法第9条第1項及び第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件売買契約等と同様の勧誘等及び契約の締結をすることについて禁止を命じました。

### 1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社リア・エイド  
(法人番号：7120001194731)
- (2) 本店所在地：大阪市淀川区西中島6丁目2番3号  
チサンマンション第7新大阪520号
- (3) 代 表 者：代表取締役 讃岐 道信
- (4) 設 立：平成27年11月25日
- (5) 資 本 金：1,000万円
- (6) 取 扱 物 品：クレジットカード決済端末機、LEDビジョン等

## 2 預託法上の禁止事項

- (1) 勧誘等の禁止（預託法第9条第1項）
- (2) 契約の締結等の禁止（預託法第14条第1項）

## 3 消費者庁がした行政処分（預託等取引の対象となる物品ごと）の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：リアエイドに対する行政処分の概要（クレジットカード決済端末機）

別紙2：リアエイドに対する行政処分の概要（LEDビジョン）

### 【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に預託法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-600-0340
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）  
身近な消費生活相談窓口を御案内します。  
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。  
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社リア・エイドに対する行政処分の概要  
(クレジットカード決済端末機)

1 事業概要

株式会社リア・エイド（以下「リアエイド」という。）は、クレジットカード決済端末機、LEDビジョンの販売等を行う事業者である。

リアエイドは、複数の消費者との間で、クレジットカード決済端末機を販売し、商品売買契約を締結するとともに、それに付随して、当該クレジットカード決済端末機を飲食店等の店舗に設置し、設置した店舗における「当該クレジットカード決済端末機を利用した決済事業の運営」について消費者から受託し、当該クレジットカード決済端末機の利用により、決済関連会社から支払われる端末収益の一部を運営収益として消費者が受け取ることができるとするクレジット決済ターミナル事業と称する事業に係る業務委託契約を締結している。

2 処分の内容

(1) 措置命令

① リアエイドは、消費者との間で預託等取引に関する法律（昭和61年法律第62号。以下「預託法」という。）第2条第1項第1号に掲げる預託等取引（以下「預託等取引」という。）の対象とするクレジットカード決済端末機（以下「本件物品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結するとともに、本件物品を利用したクレジット決済ターミナル事業と称する事業に係る預託法第2条第4項に規定する預託等取引契約たる業務委託契約（以下「本件預託等取引契約」という。）を締結し、本件物品の預託を受けているところ、本件売買契約及び本件預託等取引契約は、預託法により原則禁止とされている販売を伴う預託等取引に係る契約であると認められ、預託法の各規定に違反するものであることから、以下のアからエまでの事項の対応を行うこと。

ア リアエイドは、直ちに違反行為を取りやめること。

イ 本件売買契約及び本件預託等取引契約が預託法第14条第3項の規定に基づきその効力が生じないことを踏まえた対応を行うこと。

ウ 法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをリアエイドの役員及び従業員並びに預託法第2条第3項に規定する勧誘者（以下「勧誘者」という。）に、直ちに周知徹底すること。

エ 今後、預託法第9条第1項及び第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件売買契約及び本件預託等取引契約と同様の勧誘等及び契約の締結をしてはならない。

- ② 令和4年6月1日から令和8年3月30日までの間に本件売買契約を締結した全ての消費者に対し、以下のアからウまでの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、リアエイドに対して本措置命令をした旨を公表する公表資料を添付して、令和8年4月30日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和8年4月13日までに、当該消費者に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

ア 本措置命令の内容

イ 後記4の内容

ウ 本件売買契約及び本件預託等取引契約が預託法第14条第3項の規定によりその効力を生じないことを踏まえたリアエイドの対応の内容

### 3 処分の根拠となる法令の条項

預託法第19条第1項（第2号及び第3号）

### 4 処分の原因となる事実

(1) リアエイドは、大阪市淀川区西中島6丁目2番3号チサンマンション第7新大阪520号に本社を置き、本件物品を利用したクレジットペイメントターミナル決済事業と称する事業、広告事業用LEDビジョンと称する事業等を行っている法人である。

(2) リアエイドは、消費者との間で本件売買契約を締結するとともに、それに付随して業務委託契約を締結しているところ、当該業務委託契約は、3か月以上の期間にわたり本件物品の預託を受け、本件物品の利用により生じる収益の一部を支払うことを約すること（以下、本件物品に係る一連の取引を「本件取引」という。）を内容とするものであり、本件取引は預託等取引に該当し、本件預託等取引契約は預託等取引契約に該当する。

また、リアエイドは、預託等取引に基づき本件物品の預託を受けること

及び預託等取引の対象とする本件物品を販売することを業として行っているため、預託等取引業者に該当する。

(3) リアエイドは、本件物品の販売をあっせんする者（以下「協力店」という。）と事業推進協力店委託契約と称する契約を締結し、協力店に本件取引について預託法第9条第1項に規定する勧誘（以下「勧誘」という。）を行わせているところ、当該協力店は、勧誘者に該当する。

(4) リアエイドは、令和5年5月頃及び同年7月から同年12月までの間に、協力店に勧誘を行わせることによって、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件売買契約及び本件預託等取引契約の締結について、勧誘を行った。これは、預託法第9条第1項の規定に違反するものである。

なお、本件事実は下記ア及びイの事実等により認定した。

ア リアエイドは、協力店に消費者Aに対する勧誘を行わせることによって、令和5年5月頃に、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件売買契約及び本件預託等取引契約の締結について、勧誘を行った。

なお、消費者Aの住所地は、中国・四国地方である。

イ リアエイドは、令和5年7月から同年12月までの間に、合計36回の「公認事業説明会」と称するリアエイドの事業に関する説明会を開催し、当該説明会において、パンフレットを投影するなどの勧誘を協力店のうち、リアエイドが認めた公認講師と称する者に行わせることによって、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに本件売買契約及び本件預託等取引契約の締結について、勧誘を行った。

(5) リアエイドは、令和5年5月頃及び令和4年6月1日から令和7年6月下旬までの間に、預託法第9条第1項及び第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件売買契約及び本件預託等取引契約について、消費者との間で、契約締結をした。これは、預託法第14条第1項の規定に違反するものである。

なお、本件事実は下記ア及びイの事実等により認定した。

ア リアエイドは、消費者Aとの間で、令和5年5月頃に、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件売買契約及び本件預託等取引契約を締結した。

なお、消費者Aの住所地は、中国・四国地方である。

イ リアエイドは、令和4年6月1日から令和7年6月下旬までの間に、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、消費者650名と、総額18億3920万円の本件売買契約及び本件預託等取引契約を締結した。

(6) 以上のとおり、リアエイドは、預託法第9条第1項及び第14条第1項の規定に違反する行為をしたと認められる。また、リアエイドの事務運営における業務手続の確認又は点検を行う仕組みに不備が認められるとともに、リアエイドにおける法令遵守のための社内体制が構築されていないと認められた。

加えて、リアエイドは、複数の地域で公認事業説明会を開催するとともに、契約を締結した消費者も特定の地域に限定されるものではない。

したがって、リアエイドは、預託法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認定した。

以上

株式会社リア・エイドに対する行政処分の概要  
(LEDビジョン)

1 事業概要

株式会社リア・エイド(以下「リアエイド」という。)は、LEDビジョン、クレジットカード決済端末機の販売等を行う事業者である。

リアエイドは、複数の消費者との間で、LEDビジョンを販売し、商品売買契約を締結するとともに、それに付随して、当該LEDビジョンを商業ビル等に設置し、当該LEDビジョンを利用して広告などを放映することにより、広告関連協力会社等から支払われる広告掲載料の一部を運営収益として消費者が受け取ることができるとする広告事業用LEDビジョンと称する事業に係る業務委託契約を締結している。

2 処分の内容

(1) 措置命令

① リアエイドは、消費者との間で預託等取引に関する法律(昭和61年法律第62号。以下「預託法」という。)第2条第1項第1号に掲げる預託等取引(以下「預託等取引」という。)の対象とするLEDビジョン(以下「本件物品」という。)の売買契約(以下「本件売買契約」という。)を締結するとともに、本件物品を利用した広告事業に係る預託法第2条第4項に規定する預託等取引契約たる業務委託契約(以下「本件預託等取引契約」という。)を締結し、本件物品の預託を受けているところ、本件売買契約及び本件預託等取引契約は、預託法により原則禁止とされている販売を伴う預託等取引に係る契約であると認められ、預託法の各規定に違反するものであることから、以下のアからエまでの事項の対応を行うこと。

ア リアエイドは、直ちに違反行為を取りやめること。

イ 本件売買契約及び本件預託等取引契約が預託法第14条第3項の規定に基づきその効力が生じないことを踏まえた対応を行うこと。

ウ 法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをリアエイドの役員及び従業員並びに預託法第2条第3項に規定する勧誘者(以下「勧誘者」という。)に、直ちに周知徹底すること。

エ 今後、預託法第9条第1項及び第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、本件売買契約及び本件預託等取引契約と同様

の勧誘等及び契約の締結をしてはならない。

- ② 令和4年6月1日から令和8年3月30日までの間に本件売買契約を締結した全ての消費者に対し、以下のアからウまでの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、リアエイドに対して本措置命令をした旨を公表する公表資料を添付して、令和8年4月30日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足る証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和8年4月13日までに、当該消費者に発送する予定の通知文書の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

ア 本措置命令の内容

イ 後記4の内容

ウ 本件売買契約及び本件預託等取引契約が預託法第14条第3項の規定によりその効力を生じないことを踏まえたリアエイドの対応の内容

### 3 処分の根拠となる法令の条項

預託法第19条第1項（第2号及び第3号）

### 4 処分の原因となる事実

(1) リアエイドは、大阪市淀川区西中島6丁目2番3号チサンマンション第7新大阪520号に本社を置き、本件物品を利用した広告事業用LEDビジョンと称する事業、クレジットペイメントターミナル決済事業と称する事業等を行っている法人である。

(2) リアエイドは、消費者との間で本件売買契約を締結するとともに、それに付随して業務委託契約を締結しているところ、当該業務委託契約は、3か月以上の期間にわたり本件物品の預託を受け、本件物品の利用により生じる収益の一部を支払うことを約すること（以下、本件物品に係る一連の取引を「本件取引」という。）を内容とするものであり、本件取引は預託等取引に該当し、本件預託等取引契約は預託等取引契約に該当する。

また、リアエイドは、預託等取引に基づき本件物品の預託を受けること及び預託等取引の対象とする本件物品を販売することを業として行っているため、預託等取引業者に該当する。

- (3) リアエイドは、本件物品の販売をあっせんする者（以下「協力店」という。）と事業推進協力店委託契約と称する契約を締結し、協力店に本件取引について預託法第9条第1項に規定する勧誘（以下「勧誘」という。）を行わせているところ、当該協力店は、勧誘者に該当する。
- (4) リアエイドは、令和5年7月から同年12月までの間に、合計36回の「公認事業説明会」と称するリアエイドの事業に関する説明会を開催し、当該説明会において、パンフレットを投影するなどの勧誘を協力店のうち、リアエイドが認めた公認講師と称する者に行わせることによって、預託法第9条第1項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに本件売買契約及び本件預託等取引契約の締結について、勧誘を行った。これは、預託法第9条第1項の規定に違反するものである。
- (5) リアエイドは、令和4年9月中旬から令和5年12月下旬までの間に、預託法第9条第1項及び第14条第2項に規定する内閣総理大臣の確認を受けずに、消費者42名と、総額1億1000万円の本件売買契約及び本件預託等取引契約を締結した。これは、預託法第14条第1項の規定に違反するものである。
- (6) 以上のとおり、リアエイドは、預託法第9条第1項及び第14条第1項の規定に違反する行為をしたと認められる。また、リアエイドの事務運営における業務手続の確認又は点検を行う仕組みに不備が認められるとともに、リアエイドにおける法令遵守のための社内体制が構築されていないと認められた。
- 加えて、リアエイドは、複数の地域で公認事業説明会を開催するとともに、契約を締結した消費者も特定の地域に限定されるものではない。
- したがって、リアエイドは、預託法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認定した。

以上

(参考)

## ○預託等取引に関する法律（抜粋）

（昭和六十一年法律第六十二号）

### （目的）

**第一条** この法律は、預託等取引に係る預託者が受けることのある損害の防止に関する規制を定めるとともに、販売を伴う預託等取引を原則として禁止する等の措置を講ずることにより、預託者の利益の保護を図ることを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において「預託等取引」とは、次に掲げる取引をいう。

- 一 当事者の一方が相手方に対して、内閣府令で定める期間以上の期間にわたり物品の預託（預託を受けた物品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該預託に関し財産上の利益を供与することを約し、又は物品の預託を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該物品を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該物品を預託することを約する取引
  - 二 当事者の一方が相手方に対して、次に掲げる権利（以下「特定権利」という。）を前号の内閣府令で定める期間以上の期間管理すること（信託によるものを除き、当該期間の経過後当該特定権利に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）及び当該管理に関し財産上の利益を供与することを約し、又は特定権利を管理すること（信託によるものを除く。）及び当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該特定権利を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該特定権利を管理させることを約する取引
    - イ 施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの
    - ロ 物品の利用に関する権利、引渡請求権その他これに類する権利
- 2** この法律において「預託等取引業者」とは、預託等取引に基づき物品の預託を受けること又は特定権利を管理すること（当該預託等取引の対象とする当該物品又は特定権利を販売することを含む。）を業として行う者（他の法律

の規定でこれにより預託等取引の公正及び預託等取引に係る預託者が受けることのある損害の防止が確保されるものの適用を受ける者として政令で定めるものを除く。)をいう。

- 3 この法律において「勧誘者」とは、預託等取引業者が預託等取引について勧誘（当該預託等取引の対象とする物品又は特定権利の販売に関する勧誘を含む。以下同じ。）を行わせる者をいう。
- 4 この法律において「預託者」とは、預託等取引業者と預託等取引に係る契約（以下「預託等取引契約」という。）を締結した者をいう。

### （勧誘等の禁止）

**第九条** 預託等取引業者等は、預託等取引業者又は密接関係者（預託等取引契約の対象とする物品又は特定権利の販売を行う者その他の預託等取引業者と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。以下同じ。）が販売しようとする物品又は特定権利に係る売買契約（当該物品又は特定権利を預託等取引契約の対象とする売買契約に限る。以下同じ。）の締結及び当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新については、当該物品又は特定権利の種類ごとに、当該預託等取引業者若しくは密接関係者が当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引業者が当該預託等取引契約を締結し、若しくは更新することにより、顧客の財産上の利益が不当に侵害されるおそれのないことにつき、あらかじめ、内閣総理大臣の確認を受けなければ、その勧誘等（勧誘又は広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をいう。以下同じ。）をしてはならない。預託等取引業者又は密接関係者が既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新に係る勧誘等についても、同様とする。

- 2 前項の確認は、一年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「確認の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の確認は、確認の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、確認の更新がされたときは、その確認の有効期間は、従前の確認の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の確認又はその更新に際し、顧客の財産上の利益の侵害を防止するために必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該確認又はその更新を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

### (契約の締結等の禁止)

**第十四条** 預託等取引業者は、第九条第一項の確認及び次項の確認を受けていない種類の物品又は特定権利については、自ら売主となる売買契約の締結及び自己又は密接関係者が販売しようとする当該物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新をしてはならない。預託等取引業者又は密接関係者が既に販売した物品又は特定権利を対象とする預託等取引契約の締結又は更新についても、同様とする。

2 第九条第一項の確認を受けた預託等取引業者は、同項の確認を受けた種類の物品若しくは特定権利に係る売買契約を締結しようとするとき及び当該物品若しくは特定権利であって自己若しくは密接関係者が販売しようとするものを対象とする預託等取引契約の締結若しくは更新をしようとするとき又は預託等取引業者若しくは密接関係者が既に販売した物品若しくは特定権利であって同項の確認を受けたものを対象とする預託等取引契約の締結若しくは更新をしようとするときは、その確認の有効期間内において、あらかじめ、次に掲げる事項について、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。

一 当該売買契約又は預託等取引契約の内容が第九条第一項の確認の対象とされた売買契約又は預託等取引契約の内容（第十一条第一項第一号から第三号までに規定する事項に限る。）に適合すること。

二 顧客の知識、経験、財産の状況及び当該売買契約を締結し、又は当該預託等取引契約を締結し、若しくは更新する目的に照らして、当該売買契約の締結又は当該預託等取引契約の締結若しくは更新が顧客の財産上の利益を不当に侵害するものでないこと。

3 第九条第一項の確認及び前項の確認を受けないで締結した売買契約又はこれらの確認を受けないで締結し、若しくは更新した預託等取引契約は、その効力を生じない。

4 内閣総理大臣は、第二項の確認をしようとするときは、あらかじめ、消費者委員会の意見を聴くものとする。

### (預託等取引の停止等)

**第十九条** 内閣総理大臣は、預託等取引業者が次に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき、又は勧誘者が第四条若しくは第五条の規定に違反する行為若しくは第二号に掲げる行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、当該預託等取引業者に対し、二年以内の期間を定めて、預託等取引について勧誘を行い若しくは当該勧誘を勧誘者に行わせることを停止し、又は当該預託等取引の全部若しくは一部を停止すべきことを命じ、その他顧客又は預託者の利益を保護する

ために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三条第一項若しくは第二項又は第四条から第六条までの規定に違反する行為
  - 二 第九条第一項の規定に違反して、同項の確認を受けないで勧誘等をする行為
  - 三 第十四条第一項の規定に違反して、第九条第一項の確認及び第十四条第二項の確認を受けないで売買契約の締結又は預託等取引契約の締結若しくは更新をする行為
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

#### (権限の委任)

**第三十一条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

## ○預託等取引に関する法律施行令（抜粋）

（昭和六十一年政令第三百四十号）

### （権限の委任）

**第七条** 法第三十一条第一項の政令で定める権限は、法第九条第一項、第二項及び第五項、第十一条（法第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十三条、第十四条第二項及び第四項、第十六条第一項、第二十八条並びに第三十条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国務大臣に対するものに限る。）とする。

2 法第三十一条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第十八条第一項、第十九条から第二十一条まで及び第二十四条第一項の規定による権限は、預託等取引業者等又は密接関係者が行うその預託等取引に関する業務又は預託等取引の対象とする物品若しくは特定権利の販売に関する業務を行う区域を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

## ○預託等取引に関する法律施行規則（抜粋）

（令和四年内閣府令第一号）

### （法第二条第一項第一号の内閣府令で定める期間）

**第一条** 預託等取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号の内閣府令で定める期間は、三月とする。

### （広告類似行為）

**第十六条** 法第九条第一項の内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（電子メールを送信する方法を含む。）、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法を除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。